

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
 旧年中は大変お世話になり、
 ありがとうございました。

本年も、社員一同、
 皆様のお力になれるよう
 頑張っております。

ご愛顧の程よろしくお願いたします。



世界情勢を含め、私たちを取り巻く世界が混沌とする中において、さまざまな
 仕組みや環境が大きく変化しようとしています。

世の中はコロナ禍を経て、少しずつ前へ前へ進みつつある中で、
 私たち自身も、これまでの経験や実績だけにとらわれることなく、新しいことに
 チャレンジしていかなければならないのではないかと思います。

2024年の干支は甲辰(きのえ・たつ)

さて、今年(2024年)は60干支でいうと、「甲辰(きのえ・たつ)」という年になります。
 干支は10種類の十干(じっかん)と、12種類の十二支の組み合わせで
 60種類が存在し、60年で一巡しています。

では、この「甲辰」が表す意味は、どんな意味があるのでしょうか？

まず、「甲」が持つ意味は、第1位であり、優勢であることを表すほか、
 まっすぐに堂々とそそり立つ大木を表しています。

つぎに、「辰」は十二支の中では、唯一の架空の生き物、龍(竜)を意味して
 います。水や海の神として祀られてきた龍は、竜巻や雷などの自然現象を起こす大自然の躍動を象徴するものであり、
 「龍が現れるとめでたいことが起こる」と伝えられてきました。

この2つの組み合わせである甲辰には、「成功という芽が成長していき、姿を整えていく」とか、「春の日差しが、
 あまねく成長を助ける年」といった縁起の良い年と考えられています。つまり、春の暖かい日差しが大地すべてのものに
 平等に降り注ぎ、急速な成長と変化を誘う年になりそうなのです。

ただし、すべてのものに平等に降り注ぐということは、これまで陰になっていた部分にも日が当たり、報われ、大きな
 成長を遂げるといったことが期待できる一方で、自分にとって隠しておきたい部分にも日が当たることにもなり、大きな
 変化が起きる可能性もあるのです。

なお、前回の「甲辰」である60年前(1964年)の日本は、大きな経済発展を遂げた年です。東京オリンピック開催や
 東海道新幹線の開業など、その象徴的な出来事が相次ぎました

この変革の時を生かせるかどうか、私たち次第です。時代の流れに飲み込まれないように、希望をもって未来に
 向かっていきましょう。

CONTENTS

新年のご挨拶	P.1
2024年の干支は 甲辰(きのえ・たつ)	P.1
所得・消費・贈与税 確定申告の準備はお早目に!	P.2
所得税 確定申告の 変更点について	P.2
交際費、非課税上限を 1万円に増額へ	P.3
賃上げ促進税制、中小企業に 5年間の繰越控除	P.4
新リース会計の 適用時期の延期	P.4
雇用保険の適用対象を拡大へ	P.4
2024年1月～3月度の 税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6
ASAKからのお知らせ	P.6

最新情報は
[ASAKのX\(旧ツイッター\)](#)も
 ご利用ください！

随時更新しますので
 フォローして下さい！



所得・消費・贈与税 確定申告の準備はお早目に！

2023年度の個人所得税・消費税・贈与税の確定申告がはじまります。確定申告をされる方は、お早めに資料のご準備が必要です。申告期限は、所得税・贈与税の申告・納付が、2024年3月15日(金)まで、消費税等の申告・納付が、2024年4月1日(月)までです。

昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきます。(2024年1月中頃予定)

また、新規にご希望の方がおみえになりましたら、お早めにお知らせください。

なお、住宅ローン控除や医療費控除など税額還付が可能な申告について、過年度についても5年分は手続き可能なので、あきらめずにご確認ください。



確定申告が必要な方

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与所得者で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます) など

2月16日(金)
スタート!

所得税 確定申告の変更点について

◆ 個人住民税の改正に伴う様式の変更

2024年度の個人住民税から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式を、所得税と一致させることとなりました。たとえば、これまで上場株式等に係る配当所得について、所得税は総合課税、個人住民税は確定申告不要などと、別々の課税方式を選択できましたが、これができないこととなります。これにより、2023年分以降用の所得税の申告書第二表の様式が一部変更されています。

◆ 総合課税の対象となる者の改正

上場株式等に係る配当所得について、必ず総合課税となる者(いわゆる「大口株主等」)の定義が次のとおり見直されました。

これにより、仮に改正後に総合課税の対象となる配当が特定口座(源泉徴収選択口座)内で源泉徴収されていたとしても、総合課税として確定申告が必要となります。

改正前	改正後
2023.9.30までに支払を受ける配当等	2023.10.1以降に支払を受ける配当等
発行済株式総数等の3%以上を保有する個人	同族会社保有分と合算して発行済株式総数等の3%以上を保有する個人

◆ 国外居住親族に係る扶養控除

国外に住んでいる扶養控除の対象となる者の年齢が、30歳以上70歳未満の場合に、制限が設けられました。具体的には、下記の3つのうち、いずれかに該当する必要があります。

- ① 留学していること
- ② 障害者であること
- ③ 生活費等として年38万円以上の支払を受けていること



◆ 青色申告決算書等の様式変更

事業所得を申告する場合の青色申告決算書に、売上金額や仕入金額の明細を記入する欄が新設されました。また、収支内訳書にある売上金額や仕入金額の明細欄に、登録番号(法人番号)の記入欄が新設されています。

なお、2023年分の所得税と消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の確定申告に係る法定申告・納期限、口座振替日は、次のとおりです。期限内の申告納付、振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

	法定申告・納期限	口座振替日
所得税	2024年3月15日(金)	2024年4月23日(火)
消費税	2024年4月1日(月)	2024年4月30日(火)



(※)課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日

(参考)2023年分の財産債務調書や国外財産調書の提出期限は、2024年7月1日(月)です。

交際費、非課税上限を1万円に増額へ



2024年度税制改正大綱において、企業が使う交際費について経費処理で非課税にできる上限額を現行の1人あたり5,000円から1万円に増やすことを検討しています。物価上昇で飲食費が高騰しており、今の水準では不十分だとする意見が強まっているからです。また、あわせて飲食業界を側面で支援する狙いもあります。

交際費は原則、経費として損金計上できません(資本金等の額が1億円以下である等の法人は、年間800万円まで損金算入可能)。ただし、取引先との接待などに使う場合には、1人あたり5,000円以下の飲食費は、経費として扱い課税対象外にできる規定があります。

総務省の消費者物価指数によると、足元の外食の物価水準は5,000円ルールを定めた2006年度と比べ2割ほど上がっています。

企業側としては、この損金算入可能な枠を意識して、接待の飲食費の額を、社内規定で1人5,000円以下と定めるところも多いようです。税制が法人の飲食需要の拡大に水を差しているとの意見もあり、上限の引き上げの要望に応えたものです。

新型コロナウイルス禍の後、接待需要は落ち込んだままなので、取引先との飲食などをしやすくして、消費を押し上げる効果に期待が寄せられています。

交際費とは(改正前)

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為(以下「接待等」といいます。)のために支出するものをいいます。

ただし、交際費等の範囲から除かれるものとして、次に掲げる費用は交際費等から除かれます。

- 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- 飲食その他これに類する行為(以下「飲食等」といいます。)のために要する費用(専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。)であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が**5,000円以下である費用**

なお、この規定は次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

- 飲食等のあった年月日
- 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- 飲食等に参加した者の数
- その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地(店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等)
- その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

3. その他の費用

- カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- 新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、または放送のための取材に通常要する費用

(注) 上記2の費用の金額基準である**5,000円の判定**や交際費等の額の計算は、法人の適用している消費税等の経理処理(税抜経理方式または税込経理方式)により算定した価額により行います。

賃上げ促進税制、中小企業に5年間の繰越控除



2024年度税制改正大綱における目玉として、賃上げ促進税制を強化することがあります。物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、全法人向けの措置について見直した上で、その適用期限を3年延長する方向です。見直しは、原則の税額控除率を10%（現行15%）に引下げ、税額控除率の上乗せ措置として、前年度から給与総額を4%以上増やしたら税額控除率に5%を加算します。

その増加割合が5%以上の場合は10%、7%以上の場合は15%をそれぞれ加算します。この結果、賃上げのけん引役として期待される常時使用する従業員数2,000人超の大企業については、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件が創設され、従来の3%以上、4%以上に加え、5%以上、さらには7%以上の枠が設けられ、賃上げを促していきます。

税額控除率の上乗せ措置には、従来からある教育訓練費に対するものがあります。前期の教育訓練費の額に対し、当期の教育訓練費の額の増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合は、税額控除率に5%を加算します。これに加えて、女性活躍、子育て環境整備の要件であるプラチナくるみん認定又は、プラチナえるぼし認定を受けている場合には、税額控除率に5%を加算する措置が創設されます。

また、従業員数が2,000人以下の中堅企業は、前年度からの給与総額の増加割合が3%以上の場合は、税額控除率に10%を、4%以上の場合は15%をそれぞれ加算する措置が設けられます。これに加えて、教育訓練費の増加割合が10%以上の場合の税額控除率5%の加算と子育て環境整備等の要件の認定を受けている場合の5%の加算があり、大企業と同様に、最大35%が控除できるようになります（ただし、控除税額は当期の法人税額の20%が上限）。

また、中小企業の場合は、新たに5年間の繰越控除制度を創設し、これまで制度を利用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジする後押しをします。賃上げに伴う税額控除は、給与総額を1.5%以上増やせば増加分の15%を、2.5%以上増やせば30%をそれぞれ控除します。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は増加割合が5%以上であれば10%加算する結果となり、子育てに係る5%加算を加えれば、最大45%が控除できるようになるようです。

新リース会計の適用時期の延期

日本の会計基準をつくる企業会計基準委員会（ASBJ）が、検討中の新リース会計基準の適用時期について、2027年度以降になる見通しを公表しました。店舗などを借りて使うリース取引を、資産と負債に計上するよう求める内容で、2026年度からの適用を見込んでいましたが、影響が大きい小売業界などから異論が噴出しており、2024年3月までに基準づくりが終わるメドが立っていないためです。

リースは、帳簿上で資産を抱えずに、不動産や設備などを使えるのが利用企業のメリットです。ただし、この新基準は、原則すべてのリース取引を利用する企業の貸借対照表に、リース資産および負債を計上するのが柱で、不動産の賃貸借取引なども含まれる見通しです。

主には、投資家が企業の経営実態を正しく把握できるようにするのが狙いで、既に国際会計基準（IFRS）や米国会計基準では計上を義務づけています。リースで店舗などの不動産を賃借している小売業界は、リース取引を貸借対照表に計上すれば急激に資産と負債が膨らみ、総資産利益率（ROA）などの財務指標が悪化する可能性があります。

雇用保険の適用対象を拡大へ



厚生労働省は、労働政策審議会（厚労相の諮問機関）の雇用保険部会を開き、雇用保険の制度改正に向けたとりまとめ案を示しました。加入要件の一つとしている週の労働時間について、現行の「週20時間以上」から「週10時間以上」に緩和する方向で、新たに500万人が加入する見込みとなりそうです。

この部会では、2024年1月までに詳細を詰めて、2024年通常国会に関連法案を提出する予定です。加入要件見直しは、2028年度中に実施するとのこと。

雇用保険の加入要件には、週の労働時間のほか、「同じ職場に31日以上雇用される見込みがある」ことなどがあります。現在の保険料率は企業側が賃金の0.95%、労働者側が0.6%となっています。

受けられる給付には失業者の生活を支える失業給付や、育児休業中に賃金を補償する育休給付などがあり、この要件緩和で、こうした支援を短時間労働者も受けられるようにします。ただし、企業や個人の保険料負担は増えるため、社会保険料の負担増とあわせて、企業・個人ともますます負担が増えそうです。

なお、仕事と子育ての両立支援も2025年度に拡充し、両親で育休を取得すれば、育休給付を最大28日まで、実質手取り10割になるようです。

2024年1月～3月度の税務スケジュール

内容	期限
前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 1月10日(水)
前年下期分源泉所得税の納付(納期特例)	納期限 1月22日(月)
前年11月決算法人の確定申告 (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 } 納期限 } 1月31日(水)
2、5、8、11月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費・地方消費税)	
法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
5月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告(消費税・地方消費税)(9月決算法人は2ヶ月分)	
固定資産税の償却資産に関する申告	
支払調書の提出・給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 2月13日(火)
前年12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 納期限 } 2月29日(木)
3・6・9・12月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税等)	
6月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の3・6・9月決算法人の3月毎の中間申告(消費税等)	
消費税年税額が4,800万円超の11・12月決算法人除く法人の1月毎の中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)(消費税・地方消費税)	
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	

内 容	期 限
2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 3月11日(月)
前年分所得税の確定申告、所得税確定損失申告書の提出、前年分贈与税の申告	申告期限 } 納期限 } 3月15日(金)
前年分所得税の総収入金額報告書の提出、確定申告税額の延納の届出書の提出	
国外財産調書の提出、個人都道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告	
1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 納期限 } 4月1日(月)
個人事業主の前年分の消費税・地方消費税の確定申告	
1・4・7・10月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
7月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の4・7・10月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税年税額が4,800万円超の12・1月決算法人を除く法人の1月毎の中間申告(消費税・地方消費税)(11月決算法人は2ヶ月分)	

今月の名言録

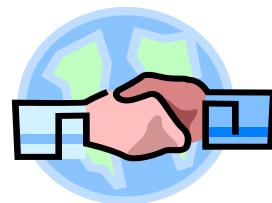
すべてのことに感謝しよう



たとえば、事業に失敗したときでも考えなさい。
「俺は運が悪い」と思わないで、「事業をする場合の心構えなり、方法なりに、大きな間違いがあったことを、天が教えてくれているんだなあ」と。
そして、「どこかに筋道の違っているところがあるんだ。ありがたいことだ。
このままつぶれてしまっても仕方がないのに、生かしておいて下されば、盛り返すこともある」と思うことだ。
だから、心がけを取り替えて、すべてのことに感謝しよう。
そして、こうして生きていることに対する歓喜の気持ちをもとう。
感謝と歓喜の感情は、大宇宙に正しい力を呼びかける、最高にして純なる合図ともいえる。
否、それは、我々の運命や、健康や、成功などを建設し、または成就してくれる、大宇宙の力の流れを、命の中へ導き入れる“筈”のようなものである。
だからこそ、何事にも感謝せよ、歓喜せよというのである。 (「ほんとうの心の力」 中村天風著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。
随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

ASAKからのお知らせ

繁忙期につき2ヶ月間お休みです！ 次は4月発行

次号のInsight Review(Vol. 205)は、業務上の都合により2ヶ月のお休みをいただき、2024年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

事務所のご案内

- 【名古屋オフィス】 〒460-0022
愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>
- 【四日市オフィス】 〒510-0105
三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

- | | |
|----------|--------|
| 税理士・行政書士 | 浅岡 和彦 |
| 不動産鑑定士 | 佐々木 勝己 |
| 社会保険労務士 | 松永 裕美 |

